

南区今昔パネル貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、南区今昔パネル（以下「パネル」という。）を市内の公的機関、南区の町内会等の営利を目的としない団体等へ貸し出すことを通じて、地域住民に南区の豊かな自然や歴史・文化への理解を深めてもらうとともに、南区に対する愛着心を育んでもらうことを目的とする。

(保管)

第2条 パネルは南区役所総務・地域振興課（以下「総務・地域振興課」という。）で保管・管理する。

(貸出先)

第3条 パネルの貸出先は、市内の公的機関、南区の町内会等の営利を目的としない団体とする。

2 前項にかかわらず、営利を目的とする団体からの申込みに対しても、使用する用途が公序良俗に反しないと市長が認める場合は貸出しすることができる。

(貸出申込)

第4条 パネルの貸出申込をしようとするものは、南区今昔パネル貸出申込書（別紙様式）に必要事項を記入の上、FAX、メール、郵送又は持参の方法で市長に提出しなければならない。

2 パネルの貸出申込は、原則として貸出希望日の1週間前までに行うこととする。

3 パネルの貸出しは、原則として申込み順で決定するものとする。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、原則2週間以内とし、それ以上の期間を希望する場合は、事前に協議を行うこととする。

2 市長は、第7条各号に反する事実を認めた場合、その他必要がある場合は、貸出期間中であっても返却を求めることができる。

(貸出・返却の方法)

第6条 パネルの貸出し及び返却は、総務・地域振興課にて行うものとする。

2 返却の際は、総務・地域振興課職員の確認を受けるものとする。

(使用上の遵守事項)

第7条 パネルの借受人は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) パネルにガムテープや両面テープなど痕跡の残る部材を使用しないこと。

(2) 受取予定日及び返却予定日を遵守すること。

(3) 申込書に記載した目的以外の用途に使用しないこと。

(4) 屋外で使用しないこと。

(5) 許可なくパネルを複製しないこと。

(6) パネルを第三者に譲渡、転貸しないこと。

(7) 原形の変更をしないこと。

(8) 有償で閲覧に供しないこと。

(9) その他、使用にあたって市長の指示に従うこと。

(事故時等の処置)

第8条 パネルの借受期間中にパネルの保管又は使用に際し、第三者に損害を与えた場合は、借受人の責任において適切に対応を行うものとする。

(パネルの毀損・滅失)

第9条 パネルの借受人は、故意又は過失により貸出しを受けたパネルを毀損し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を市に賠償しなければならない。ただし、天災その他特別な理由があると市長が認めたときは、この限りではない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。